

第二次世界大戦以前の三つの条約

それでは北方領土に関する国際的な取り決めを見てみましょう。

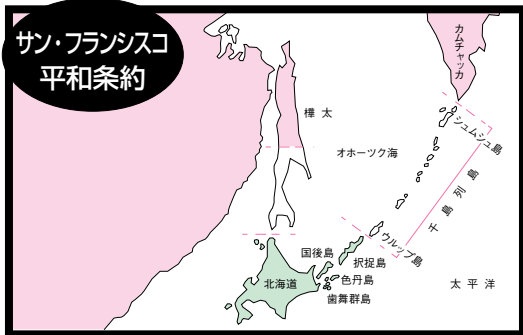
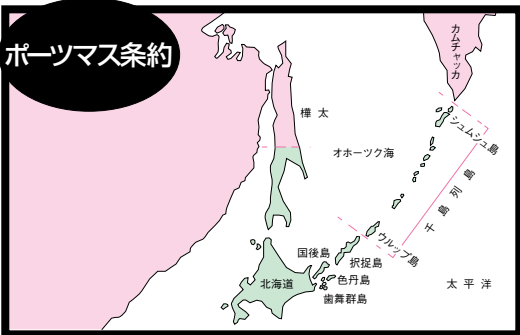
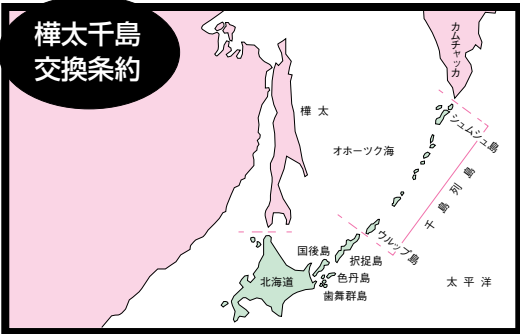
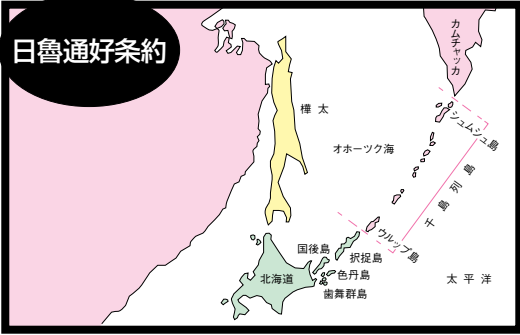
一八五五年(安政元年)、「日魯通好条約」が結ばれました。この条約で両国の国境を択捉島とウルップ島の間で定め、ウルップ島より北につらなる千島列島は、ロシア領と定められました。択捉、国後、色丹、歯舞の四島は日本の領土であることが、この条約によってロシアとの間で法的に確定したのです。また、樺太は両国民の混住の地と決められました。

一八七五年(明治八年)、日本はロシアと「樺太千島交換条約」を結び、千島列島をロシアから譲り受けるかわりに、樺太全島を放棄しました。この条約には、譲り受ける千島列島としてシムシウ島からウルップ島までの一八の島の名前をあげています。このことは、歯舞群島、色丹島、国後島、択捉島が千島列島には入らないことを示しています。

一九〇五年(明治三十八年)、日本とロシアは「ポーツマス条約」を結び、南樺太が日本領となりました。

戦後、平和的な解決へ向けての動き

第二次世界大戦後の一九五一年(昭和二十六年)「サン・フランシスコ平和条約」が結ばれ、日本は千島列島と南樺太を放棄しましたが、日本が放棄した千島列島とは、ウルップ島より北の島々のことで、

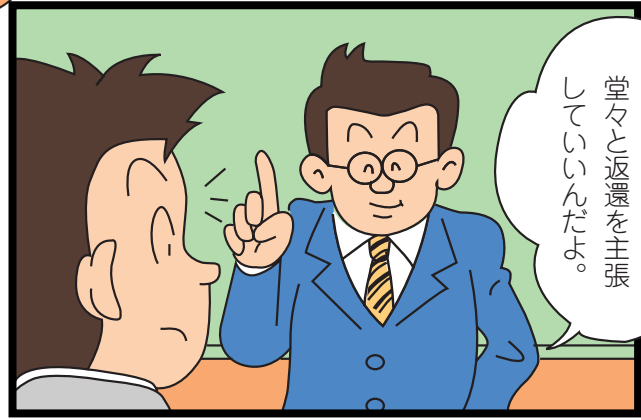
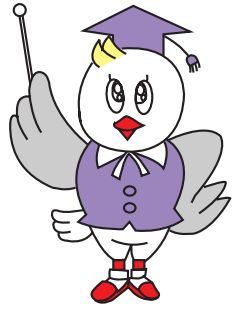




ということは、
今まで一度も
外国の領土に
なったことが
ないんですね。

そうだ。

国際的な決まりは
どうなっているの？



だから日本人は
堂々と返還を主張
していいんだよ。



そうだったのが。

キンコン
カコン

歯舞群島、色丹島、国後島、択捉島の四島はその中には含まれていません。

この条約の署名をソ連が拒否したために、日本はソ連との間で個別に平和条約を結ぼうとして、交渉を始めました。そして、一九五六年（昭和三十一年）、**「日ソ共同宣言」**が署名され、平和条約の締結交渉が継続されることになり、まず国交の回復が図られました。

その後、両国との間で領土問題を解決して、平和条約を締結するための交渉が続けられています。